平成３０年（フ）第１４号
広島市東区牛田本町４丁目３番38―101号　光ビル
破産者　宮岡　成一
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５号
広島市東区牛田本町４丁目３番38―101号　光ビル
破産者　宮岡　美穂
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７５号
徳島県徳島市金沢２丁目２番27―101号　金沢マンション、旧住所徳島県三好市池田町シンヤマ3501番地３　池田新山団地Ｉ―３号室
破産者　木下　裕也
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
徳島県徳島市北田宮２丁目２番60―202号　コーポ鈴木
破産者　寺井　公江
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
北九州市八幡西区本城３丁目５番50号（201）
破産者　名城　隆秀
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２９号
北九州市八幡東区諏訪２丁目14番28号
破産者　吉丸笑美子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３号
北九州市若松区童子丸２丁目11番32―206号
破産者　衞藤　　淳
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４３号
福岡県中間市鍋山町１番１―401号　通谷グリーンハイツ
破産者　山本　貴大
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４５号
北九州市八幡西区上上津役２丁目１番18―702号
破産者　末満　幸与
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５２号
北九州市八幡西区皇后崎町４番７号（二三荘201号）
破産者　川崎　孝次
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６０号
北九州市小倉南区北方２丁目６番30―1001号
破産者　福山　明子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６９号
北九州市八幡西区八千代町１番25号
破産者　大和　正典
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1098番地７
破産者　髙瀬あつ子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第７号
栃木県足利市若草町７番地78
再生債務者　島田　崇史
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月１日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（再イ）第２９号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目８番９棟118号
再生債務者　岩間　陽平
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第７６４号
東京都西東京市下保谷５－８－17―405（住民票上の住所）栃木県宇都宮市石井町3400―13
再生債務者　桑原　雅史
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１０４号
東京都足立区南花畑２―20―12
再生債務者　瀧川　敬一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１４０号
東京都立川市錦町６－７―21―301
再生債務者　羽山　孝行
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１６２号
東京都大田区大森西４－３－15
再生債務者　嶋野　幸光
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１７０号
東京都江戸川区松江５―25―12
再生債務者　五味　　光
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第８号
大津市瀬田３丁目１―30―102（住民票上の住所）滋賀県甲賀市信楽町長野478番地11
再生債務者　クリーニングフタバこと　谷　晋一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年５月31日まで
大津地方裁判所民事部再生係